【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2026年11月17日
【会社名】	株式会社アルファクス・フード・システム
【英訳名】	Alphax Food System Co. ,LTD
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　藤井　由実子
【本店の所在の場所】	山口県宇部市西本町二丁目14番30号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	山口県山陽小野田市千崎128番地
【電話番号】	0836-39-5151
【事務連絡者氏名】	取締役　　菊本　健司
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2025年12月23日付で東京地方裁判所において訴訟の提起を受け、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第６号の規定に基づき、本件について2026年６月３日付「臨時報告書」を提出しておりますが、今般、原告より2026年10月２日付で請求の趣旨及び請求の原因の変更する「訴えの変更申立書」が提出されましたので、金融商品取引法第24条の５第５項において準用する同法第７条１項に基づき、上記「臨時報告書」の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

（３）訴訟内容及び損害賠償請求金額
② 訴訟の内容
③ 請求金額

3【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿＿を付して表示しております。

（３）訴訟内容及び損害賠償請求金額
② 訴訟の内容
（訂正前）

当社が原告との間で締結した配膳・案内用ロボット等の売買契約等に基づき、未払代金の支払、任意処分による差額（損害賠償）、および商品の保管費用の支払を請求されたものです。

（訂正後）

当社が原告との間で締結した配膳・案内用ロボット等の売買契約等に基づき、未払代金の支払、任意処分による差額（損害賠償）、および商品の保管費用の支払を請求されたものです。

なお、原告は2026年10月２日付で訴えの変更申立てを行い、保管していた在庫全部を処分又は廃棄したとして、主たる請求を売買代金と任意処分による差額に変更したうえで、廃棄処分した物については売買代金相当額及び廃棄費用を請求し、当社が約定の期限までに商品の受取りおよび売買代金の支払を完了しなかったと主張して、支払遅延に係る遅延損害金及び目的物の受領義務遅滞に基づく保管費用の支払いを求める内容へ訴えを変更しております。

③ 請求金額
（訂正前）

448,054,016円（およびこれに対する遅延損害金）

（訂正後）

465,046,671円（およびこれに対する遅延損害金）
（内訳）
・売買代金と任意処分代金の差額相当額：297,824,404円（および遅延損害金）
・売買目的物の廃棄処分に伴う損害（代金相当額及び廃棄費用）：108,433,258円（および遅延損害金）
・売買代金支払いの遅滞に係る遅延損害金（既発生分の一部）：41,049,790円
・売買目的物の受領遅滞に係る保管費用：17,739,219円（および遅延損害金）

以 上